



日本旅行共済会

ほっと・ネットワーク

給付事業



日本旅行共済会



お祝い事があったとき

給付金

結婚祝金

会員が結婚したときは、祝い金をお贈りします。

結婚祝金 : 30,000円

申請手続

慶祝金・弔慰金給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

婚姻事実を証明するもの
(婚姻届受理票、戸籍謄本等のうちひとつ)
※住民票不可

注1: 結婚とは法律上の結婚をいい、「内縁関係」は対象となりません。

注2: 会員同士が結婚する場合は、双方にお贈りいたします。

注3: 結婚を理由に退職した会員が、退職後3ヶ月以内に結婚した場合も対象となります。

注4: 再婚についても、対象となります。

注5: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。





お祝い事があったとき

給付金

出産祝金

会員またはその配偶者に子供が誕生したときは、祝金をお贈りします。

出産祝金：20,000円

申請手続

慶祝金・弔慰金給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

出産事実を証明するもの

(出産証明書、住民票、健康保険証、戸籍謄本等のうちひとつ)

注1：双生児以上出産の場合は、出生児の人数分の祝金をお贈りいたします。

注2：夫婦とも会員の場合には、双方にお贈りいたします。

注3：出産を理由として退職した会員が、退職後6ヶ月以内に出産した場合も対象となります。

注4：給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。





お祝い事があったとき

給付金

入学祝金

会員の子供が小学校・中学校及び高等学校(高等専門学校を含む)に入学したとき、下記の祝金をお贈りします。

入学祝金 : 小学校に入学の場合:20,000円
中学校・高等学校に入学の場合:10,000円

申請手続

慶祝金・弔慰金給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類 (コピー可)

入学を証明するもの
(入学通知書、合格通知書、生徒手帳、
クラス名簿等のうちひとつ)

- 注1: 双生児以上の場合、人数分の祝金をお贈りします。
注2: 夫婦とも会員の場合、双方にお贈りいたします。
注3: 実際に入学する日(4月1日)以降のお支払いとなります。
注4: 戸籍にある子供に限ります。
注5: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。





お祝い事があったとき

給付金

銀婚祝金

会員が、結婚後25年たったとき、銀婚のお祝いとして次の祝金をお贈ります。

銀婚祝金 : 20,000円

申請手続

慶祝金・弔慰金給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

(戸籍謄本)

注1: 夫婦とも会員の場合、双方にお贈ります。

注2: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。



万一のとき

給付金

香典

会員またはその家族が死亡したときは、次の香典をお支払いします。

亡くなった方	金額
会員	200,000円
配偶者	100,000円
子供	50,000円
父母・配偶者の父母	30,000円
同居する祖父母・孫・兄弟姉妹	20,000円

申請手続

慶祝金・弔慰金給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

死亡事実・続柄を証明するもの
(会葬礼状、訃報、除籍謄本)

- 注1:「同居の祖父母・孫・兄弟姉妹」の申請については、死亡の事実を証明するものほか、同居を証明するもの(住民票等)が必要です。
注2:夫婦とも会員でそのいずれかが死亡した場合には、会員本人分および配偶者分の双方をお支払いします。(親子・兄弟とも会員の場合も同様です。)
注3:妊娠4ヶ月経過後の死産・流産の場合、香典をお支払いします。
注4:新生児が生後14日以内に死亡したときは出産祝に代えて香典をお支払いします。
注5:給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。



万一のとき

給付金

遺児奨学金

加入期間5年以上の会員(特別会員を除く)が、扶養していた遺児を残して死亡したときは、次の遺児奨学金を高校卒業までお支払いします。

区分	奨学金(月額)
幼稚園・保育園児	10,000円
小学生	13,000円
中学生	16,000円
高校生	20,000円

◆毎年4月～9月分を9月に、10月～3月分を3月に、それぞれ一括してお支払いします。

申請手続

遺児奨学金申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類 (コピー可)

(戸籍謄本又は抄本と在学・園証明書)

※継続申請手続きの際も同様

注1: 会員の死亡した日の属する月の翌月から、給付対象となります。

注2: 会員の死亡時に未就学の遺児(胎児含む)の場合は、幼稚園・保育園に入園した月からお支払いします。

注3: 次年度以降も継続して受給するときは、継続申請手続が必要です。なお毎年5月末日までに申請手続をしない場合、給付を停止する場合があります。

注4: 次に該当する場合、給付を受ける権利は消滅します。

・対象遺児が死亡したとき、または退学したとき

・遺児の扶養者であった会員の配偶者が再婚したとき

注5: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。



万一のとき

給付金

傷病見舞金

会員が傷病の療養のために休業した場合、次の見舞金をお支払いします。

休業期間	給付額
1ヶ月経過	10,000円
3ヶ月経過	10,000円
6ヶ月経過	20,000円
12ヶ月経過	20,000円
18ヶ月経過	30,000円
24ヶ月経過	30,000円
30ヶ月経過	30,000円
36ヶ月経過	30,000円

◆上記休業期間を経過するごとに、見舞金の対象となります。

申請手続

傷病給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

傷病・休業を証明するもの
(入院証明書、又は診断書等と勤務表、
又は休業記録簿等)

注1: 入院だけでなく、自宅療養等により休業した場合も、対象となります。

注2: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。





万一のとき

給付金

入院見舞金

会員または会員の配偶者及び扶養家族である子供・父母が傷病により6日以上入院した場合、次の見舞金をお支払いします。

対象	給付額
会員本人	20,000円
配偶者	20,000円
扶養家族である子供・父母	10,000円

申請手続

傷病給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

6日以上の入院を証明するもの
(入院証明書、診断書等)

- 注1：退院後180日以内の同一の事由で再度入院した場合には、再度の入院に対する入院見舞金はお支払いしません。
 注2：「扶養家族である子供・父母」の申請については、入院の事実を証明するもののほか、扶養を証明するもの(健康保険証等)が必要です。
 注3：給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。



万一のとき

給付金

差額ベッド補助金

入院見舞金の受給者が差額ベッドを10日以上利用した場合、10日目から次の補助金をお支払いします。

対象	1日あたり 給付限度額	給付限度期間
会員本人	3,000円	60日間
配偶者	1,500円	30日間
扶養家族である子供・父母	1,500円	30日間

◆上記「1日あたり給付限度額」を上限として、実際に要した差額ベッド代の費用に、利用日数(10日目以降の日数で、上記給付限度期間以内)を乗じた額を給付します。

申請手続

傷病給付申請書

▶ 申請書はこちら

添付書類（コピー可）

差額ベッド料と利用日数を証明するもの
(入院証明書、請求書等)

- 注1: 退院後180日以内に同一の事由で再度入院した場合には、給付期間を通算して計算し、差額ベッド補助金を給付します。ただし、入院見舞金の受給者に限ります。
- 注2: 「扶養家族である子供・父母」の補助金申請については、差額ベッド料・利用日数を証明するもののほか、扶養の事実を証明するもの(健康保険証等)が必要です。
- 注3: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。





万一のとき

給付金

付添看護補助金

入院見舞金の受給者が付添看護士等を付けた場合、次の補助金をお支払いします。

対象	1日あたり 給付限度額	給付限度期間
会員本人	3,000円	60日間
配偶者	3,000円	30日間
扶養家族である子供・父母	3,000円	30日間

◆上記「1日あたり給付限度額」を上限として、実際に支出した付添看護の費用に、利用日数(上記給付限度期間以内)を乗じた額を給付します。

申請手続

傷病給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

付添看護代と利用日数を証明するもの
(看護協会等の領収書)

- 注1: 退院後180日以内に同一の事由で再度入院した場合には、給付期間を通算して計算し、付添看護補助金を給付します。ただし、入院見舞金の受給者に限ります。
- 注2: 付添看護士とは、正規の看護士、准看護士及び看護補助者をいいます、なお、家族・親族・知人が付添した場合は対象となりません。
- 注3: 正常分娩の場合は、対象となりません。
- 注4: 給付の要件を具備した日から6ヶ月を経過するとその権利は消滅しますのでご注意ください。





万一のとき

給付金

ホームヘルパー補助金

会員または会員の扶養する子供・父母が入院し、家事担当者が付添看護するため、あるいは家事担当者・会員である単身者が傷病、事故等のため、ホームヘルパーを依頼した場合に、補助金をお支払いします。

1日あたり給付限度額	給付限度期間
5,000円	1暦年につき30日間

◆上記「1日あたり給付限度額」を上限として、実際に支出したホームヘルパー代の費用に、利用日数(上記「給付限度期間」以内)を乗じた額を給付します。

申請手続

傷病給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

ホームヘルパー代と利用日数を証明するもの
(家政婦紹介所等の領収書)

- 注1：家事担当者とは、原則として扶養する配偶者をいいいます。
注2：家族・親族等をヘルパーとして依頼した場合、慶弔禍福等で家庭を留守にする場合、及び正常分娩を理由とする場合は、対象となりません。
注3：「扶養家族である子・父母」の補助金申請については、ホームヘルパー代と利用日数を証明するもののほか、扶養の事実を証明するもの(健康保険証等)が必要です。



万一のとき

給付金

災害見舞金

会員が風水害・地震・火事等により家屋や家財に損害を被った場合、次の災害見舞金をお支払いします。

損害の程度	持ち家		借家	
	有扶養者	無扶養者	有扶養者	無扶養者
全損壊(80%以上)	40万円	20万円	20万円	10万円
半損壊(50%以上)	20万円	10万円	10万円	5万円
一部損壊(50%未満)・床上浸水	10万円	5万円	5万円	3万円

申請手続

災害給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

「官公庁の罹災証明書」又は
「保険会社の査定表」

- 注1: 単身赴任者が単身居住地で損害を被った場合は、無扶養者として取扱います。
- 注2: 夫婦とも会員の場合及び2名以上の会員が居住する家屋・家財が災害により損害を被った場合は、いずれか1名の会員に見舞金をお支払いします。
- 注3: 持ち家が損害を被った場合の申請については、「官公庁の罹災証明書」又は「保険会社の査定表」のほか、持ち家を証明するもの(登記簿謄本等)が必要となります。
- 注4: 有扶養者は扶養の事実を証明するもの(健康保険証等)が必要です。





退職するとき

給付金

退職賃別金

会員が退職し本会を脱退するとさは、次の退職賃別金をお支払いします。

会員加入期間	退職賃別金
6ヶ月以上	1,000円
1年以上	3,000円
3年以上	5,000円
5年以上	10,000円
10年以上	20,000円
20年以上	30,000円
30年以上	50,000円

申請手続

退職賃別金給付申請書

▶ 申請書はこちら

添付書類（コピー可）

「退職届」

- 注1: 共済会設立の前(1994年3月31日以前)に法人会員に入社した会員は、その入社時をもって当会に加入したものとみなし、加入期間を計算します。
- 注2: 2001年10月にJR西日本より日本旅行に転籍した会員は、JR西日本における勤続年数を通算して、加入期間を計算します。
- 注3: 日旅グループ間の移籍、又は退職後嘱託契約社員となり、引き続き共済会に加入する場合は、退会時にそれまでの勤務期間を通算して加入期間を計算します。
- 注4: 特別会員が雇用契約を継続した場合は、会員期間は継続したものとします。
- 注5: 4月1日付け入会で翌年3月31日付け退会の場合は、加入期間は「1年以上」とみなします。
- 注6: 死亡により退職する場合は、退職賃別金は支給せず、香典を支給します。
- 注7: 定年または雇用契約期間満了による離職の場合は添付書類は不要です。
- 注8: 退職賃別金の支給は退職日後、申請書にご指定の口座に振込みます。



その他給付

給付金

育児・介護休業給付金

会員(特別会員を除く)が育児休職・介護休職を取得し無給となった場合、次の休業給付を毎月お支払いします。

育児休業給付

休業開始からの期間	給付率
1ヶ月～6ヶ月	基本賃金の13%相当額
7ヶ月～18ヶ月	基本賃金の30%相当額

介護休業給付

休業開始からの期間	給付率
1ヶ月～3ヶ月	基本賃金の13%相当額
4ヶ月～12ヶ月	基本賃金の60%相当額

◆復職後1年以内または給付中に、引き続き介護のために退職したときは、すでに受給した介護休業給付金の25%相当を見舞金として支給します。

申請手続

休業給付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類 (コピー可)

各所属会社(団体)発行の休業に関する通知書・証明書等

- 注1: 基本賃金=日本旅行の「基本給・ステージ給・固定給+成果給+調整給」に相当。
注2: 育児休業給付を受給中または復職後1年内に退職した場合は、受給した休業給付金は全額返納(一括返済)していただくこととなります。
注3: 介護休業給付を受給中または復職後1年内に退職した場合は、受給した休業給付金の75%相当額を返納していただくこととなります。
注4: 休職を取得し無給となった月は、共済会会費はいただけません。



その他給付

給付金

ベビーシッター育児支援割引券

会員が就労のためベビーシッター事業者のベビーシッター育児支援サービスを利用する場合、次によりベビーシッター育児支援割引券を交付します。

交付枚数	交付限度枚数
利用1日につき1枚	1暦年につき240枚

◆ベビーシッター育児支援割引券により、ベビーシッター事業者のサービス1回について2,200円の割引が適用されます。

利用手続

- (1)ベビーシッター事業者(注2)へ、利用の申込
(2)共済会へ割引券交付申請

ベビーシッター育児支援
割引交付申請書

▶ 申請書はこちら



添付書類（コピー可）

ベビーシッター事業者との利用契約書
(コピー)

- (3)共済会より「ベビーシッター育児支援割引券」を交付
(4)サービス提供時に、ベビーシッターへ「ベビーシッター育児支援割引券」を渡す。

注1:ベビーシッター育児支援サービスとは、乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎をおこなうことをいいます。

注2:ベビーシッター育児支援事業 割引券取扱事業者 一覧はこちら

<http://www.acsa.jp/>

注3:その他のサービス内容については、
公益社団法人全国保育サービス協会 <http://www.acsa.jp/> をご覧ください。



給付金申請手続添付書類一覧表

給付金

(規則第19条)

給付の種類	添付書類(コピー可)	備考(支払日等)
慶祝金	結婚祝金 婚姻事実日を証明するもの (婚姻届受理票、戸籍謄本等)※住民票不可	婚姻事実日以降
	出産祝金 出産事実を証明するもの (出産証明書、住民票、健康保険証、戸籍謄本等)	出産日以降
	入学祝金 入学を証明するもの (入学通知書、合格通知書、生徒手帳、クラス名簿等)	入学式の1週間前 以降
	銀婚祝金 戸籍謄本	結婚26年目の日以 降
弔慰金等	香典 死亡事実と続柄を証明するもの ○会員・配偶者・子供・父母・配偶者の父母 会葬礼状計報、除籍謄本、死亡診断書等 ○同居の祖父母・孫・兄弟姉妹 上記の他、住民票等同居を証明するもの	葬儀執行日の前日 以降
	遺児奨学金 在学(園)証明書 戸籍謄本	毎年9月及び3月に 一括給付
傷病給付	傷病見舞金 傷病と休業を証明するもの (医院の領収書、入院証明書、診断書等と勤務表、休業記録簿等)	休業期間経過日毎 に
	入院見舞金 6日以上の入院を証明するもの (医院の領収書、入院証明書、診断書等) (子供・父母は、他に扶養を証明するもの)	入院6日目以降
	差額ベット補助金 差額ベット料とその利用日数を証明する領収証、証明書 子供・ 父母は、他に健康 保険証等の扶養を証明するもの	差額ベット利用10日 目以降の事務局指 定日 長期入院が予測さ れる時は、15日毎 の分割申請が可
	付添看護補助金 看護協会・家政婦紹介所等の領収証 子供・父母は、他に健康保険証等の扶養を証明するもの	事務局の指定日 長期が予測される 時は、 15日毎の分割申請 が可
休業給付	育児休業給付金 会社(団体)発行の証明書類	事務局の指定日
	介護休業給付金	
災害給付	災害見舞金 官公庁の罹災証明書と保険会社の査定表 持ち家の場合は、上記の他登記簿謄本等持ち家を証明するもの	事務局の指定日
退職賃別金	退職賃別金 退職届	退職日の翌日以降
通信教育補助金	通信教育補助金 修了証	毎月20日迄の申請 分を当月末日に